

## 函館市きれいな空気の施設登録事業実施要領

### (目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）では、多数の者が利用する施設は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないことが規定されていることから、屋内禁煙に取り組む第二種施設に対し、「きれいな空気の施設」として登録し、積極的に受動喫煙防止に取り組む施設であることを社会的に評価することにより、健康増進法において原則屋内禁煙とされている第二種施設の取組促進を図り、受動喫煙防止対策を推進し、もって、市民の健康の増進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、函館市とする。

### (対象)

第3条 この事業の対象となる施設は、函館市に所在する施設であって、健康増進法第28条第5号に規定する第一種施設を除く別表に掲げる施設とする。

### (定義)

第4条 「函館市きれいな空気の施設」（以下「きれいな空気の施設」という。）とは、第3条に定める施設であって、第6条に定める禁煙が適正に実施されている施設として登録されたものをいう。

### (事業内容)

第5条 函館市は、「きれいな空気の施設」登録制度の普及を図るとともに、登録施設を市のホームページで紹介するなど登録施設の管理権原者又は管理者（以下「管理権原者等」という。）と協力し、受動喫煙防止対策を推進するものとする。

### (禁煙の取組)

第6条 「きれいな空気の施設」の管理権原者等は、建物内の喫煙を常に禁止すること。

(登録の届出)

第7条 「きれいな空気の施設」の登録を希望する施設の管理権原者等は、登録届出書(別記様式1)を函館市長に提出する。

(登録及びステッカーの交付等)

第8条 登録及びステッカーの交付等は、次のとおりとする。

- 1 函館市は、施設の管理権原者等から登録届出書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行い、届出内容が適正であることを確認した場合は、「きれいな空気の施設」として登録し、登録された施設(以下「登録施設」という。)の管理権原者等に対し、ステッカーを交付するものとする。
- 2 前項の登録にあたり、登録施設の管理権原者等の同意が得られた場合、函館市は、当該登録施設に係る登録届出書の内容をホームページに掲載するものとする。

(登録事項の変更)

第9条 登録施設の管理権原者等は、登録届出書の記載事項(以下「登録事項」という)に変更があったときは、変更届出書(別記様式2)を函館市長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第10条 登録の取り消しは、次のとおりとする。

- 1 登録施設の管理権原者等は、当該登録施設において禁煙をやめるときは、登録取消届出書(別記様式3)を函館市長に提出し、ステッカーを除去しなければならない。
- 2 函館市長は、前項の届出があったときは、当該登録施設の登録を取り消すものとする。
- 3 函館市長は、登録施設が第6条に掲げる内容に合致していないことを確認したときは、当該登録施設の登録を取り消すことができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

対象施設	番号	施設区分	具体的な施設種別
健康増進法第 28 条第 6 号に規定する第二種施設（飲食店及び喫茶店を除く）	1	社会福祉施設等	社会福祉施設 等
	2	体育施設・娯楽施設	体育館，ボウリング場，スポーツクラブ，野球場等のスポーツ施設，映画館，公園 等
	3	社会・文化施設	文化施設，市(町)民会館，公民館，美術館 等
	4	小売業・サービス業等店舗	百貨店，スーパー，ドラッグストア，理・美容室 等
	5	公共交通機関等	鉄軌道駅，バスターミナル，道の駅 等
	6	ホテル・旅館等の宿泊施設	ホテル，旅館，民宿，ペンション 等
	7	金融機関	銀行 等
	8	事務所・会社等	一般企業等の事務所，一般企業等の施設（工場等） 等
	9	官公庁等	国立施設，道立施設，市立施設 等
	10	公衆浴場・日帰り温泉	

※ 健康増進法第 28 条第 5 号に規定する第一種施設は除く